

## 平成19年度実施分第3期及び平成20年度実施分第2期における 要求水準(最低水準)の見直しについて

### 現年度要求水準(最低水準)の見直しについて

現年度要求水準は、被保険者数の見込み値から総納付対象月数を算出し、免除承認月数、強制対象者月数及び優良納付月数を除いた月数を督励対象月数として算出している。

被保険者数の見込みについては、平成18年度から平成20年度見込み(平成20年4月から21年2月までの実績から推計)の伸び率から平成21年度被保険者数を算出することとなるが、実施要項により、被保険者数等の減少が見込まれる場合は、要求水準の減少について見直すこととされている。

平成19年度実施分第3期及び平成20年度実施分第2期に係る被保険者数の推計は別添のとおりであるので、被保険者数の減少が見込まれる社会保険事務所において要求水準を見直すこととする。

### 過年度要求水準(最低水準)の見直しについて

過年度要求水準については、現年度納付対象月数から現年度納付月数の見込み値を除き、平成18年度から平成20年度見込み(平成20年4月から21年2月までの実績から推計)の平均伸び率を乗じた月数を平成21年度過年度督励納付月数として算出する。

見直した結果、別添のとおり、全ての社会保険事務所で過年度要求水準が増加することとなるが、契約期間中における要求水準の追加変更は不可能なので、当初の過年度要求水準を据え置くこととする。